

稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業

要求水準書

平成 16 年 7 月 26 日

稚 内 市

目 次

	Page
第1章 一般事項	1
第1節 計画概要.....	1
第2節 事業期間.....	1
第3節 事業範囲.....	1
1) 施設の設計	1
2) 施設の建設工事.....	1
3) 施設の所有権移転業務	1
4) 施設の運営・維持管理	1
5) 廃止に係る施設の管理業務	1
第4節 事業実施用地の概要.....	2
1 事業実施場所	2
2 用地面積	2
3 地形・地質等	2
4 都市計画事項等	2
第5節 施設建設・運営の基本方針.....	2
第6節 基本的な事業条件.....	3
1 本事業で建設する施設の基本条件	3
2 受入対象物	3
1) 一般廃棄物	3
2) 産業廃棄物	3
3 公害防止基準	4
1) 大気汚染に関する基準値	4
2) 騒音に関する基準値	4
3) 振動に関する基準値	4
4) 悪臭に関する基準値	4
5) 排水に関する基準値	4
4 関連法令等	4
5 官公署等申請への協力	4
第2章 施設の設計・建設に関する要件	5
第1節 施設の設計・建設に関する基本的事項.....	5
1 設計図書	5
2 設計の基本条件	5
3 建設の基本条件	6
4 使用材料等	7

5	ユーティリティ条件	7
1)	電気	7
2)	上水道	7
3)	電話	7
6	提出書類	7
1)	実施設計書	7
2)	施工計画書	7
3)	実績報告書	8
4)	竣工図書	8
7	市の立会い	8
第2節	本施設に関する技術要件	9
1	本施設の機能	9
2	主要施設の技術的要件	10
1)	埋立処分容量	10
2)	貯留構造物	10
3)	しゃ水工	10
4)	浸出水（保有水）等の集排水	11
5)	発生ガスの排除	12
6)	浸出水処理施設	12
7)	浸出水調整池	12
3	管理施設の技術的要件	13
1)	搬入管理施設	13
2)	地下水モニタリング設備	13
3)	記録管理設備	13
4	関連施設の技術的要件	14
1)	飛散防止設備及び門扉・困障設備	14
2)	防災調整池	14
3)	場内道路	14
4)	洗車設備	14
第3節	完工確認	15
第3章	施設の運営・維持管理に関する要件	16
第1節	施設の運営・維持管理に関する基本的事項	16
1	設計図書	16
2	運営・維持管理の基本条件	16
3	提出書類	17
第2節	施設の運営・維持管理に関する技術的要件	17
1	一般廃棄物等の受入業務	17

1)	受入基準の策定	17
2)	廃棄物の確認	17
3)	計量	18
4)	廃棄物の性状測定	18
5)	搬入車両の誘導	18
6)	料金徴収代行	18
2	一般廃棄物等の埋立業務	18
1)	埋立作業	18
2)	浸出水処理施設の運転	19
3)	環境管理	19
4)	労働安全	19
3	施設の維持管理業務	19
1)	点検	19
2)	補修	20
4	その他管理	20
1)	記録管理	20
2)	業務の報告	21
3)	見学者対応	21
4)	清掃	21
5)	災害発生時等の協力	21
第4章	運営期間後の廃止に係る施設の管理に関する要件	21
1	設計図書	21
2	運営期間後の廃止にかかる施設の管理業務	22
3	最終覆土業務	22

別紙 1 : 計画位置図

別紙 2 : 事業実施用地及び浸出水処理水の放流先

別紙 3 : 将来ごみ量

別紙 4 : ごみ処理フロー

別紙 5 : 可燃ごみ組成分析結果

稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業 要求水準

第1章 一般事項

本要求水準書は、稚内市（以下「市」という。）が発注する一般廃棄物最終処分場整備及び運営に関し、市が要求する設計・建設に関する要件、維持管理に関する要件についての仕様を示すものである。

第1節 計画概要

本事業は、稚内市の一般廃棄物及びあわせて産業廃棄物の適正な処分を行うため、稚内市内に一般廃棄物最終処分場を新設し運営を行うことである。

第2節 事業期間

事業期間は、整備期間を契約確定の日から平成19年9月30日までとし、運営期間を平成19年10月1日から平成29年9月30日までとする。また、管理期間を平成29年10月1日から、平成31年9月30日までとする。

第3節 事業範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- 1) 施設の設計
 - ・施設の設計及び関連業務（生活環境影響調査、設置にかかる手続き等、国庫補助金申請手続き等の支援及び関連機関との協議を含む）
- 2) 施設の建設工事
 - ・施設の建設工事及び関連業務
 - ・工事監理業務
- 3) 施設の所有権移転業務
- 4) 施設の運営・維持管理
 - ・一般廃棄物等の受入れ業務（汚泥等の産業廃棄物を含む）
 - ・一般廃棄物等の埋立業務（汚泥等の産業廃棄物を含む）
 - ・施設の維持管理業務
- 5) 廃止に係る施設の管理業務

第4節 事業実施用地の概要

- 1 事業実施場所
稚内市新光町 1778 番地，1789 番地
- 2 用地面積
約 17.34 h a【別紙 - 2 参照】（うち事業実施用地として一部を利用する。）
- 3 地形・地質等
「一般廃棄物最終処分場整備・運営事業に係る事前調査報告書(平成 16 年 7 月)」
(以下「事前調査報告書」という。)を参照のこと。
- 4 都市計画事項等
森林地域(地域森林計画対象民有林)に該当する。

第5節 施設建設・運営の基本方針

施設の建設・運営にあたっては，本施設は公共性の高い施設であることを踏まえ，
周辺自然環境との調和を図り，公害・災害対策等に万全を期すること。

表 基本方針

基本的事項	基本方針
最終処分場の基本的あり方	周辺自然環境との調和を図る。 公害・災害対策に万全を期す。 現地気象状況を考慮した対策を行う。 早期安定化が可能な方法とする。
遮水工及び浸出水漏水防止対策のあり方	遮水工は漏出・破損が生じ難い構造・材質を採用する。 遮水機能を常時監視し，異常があれば速やかな対応が可能なモニタリングシステムを採用する。 継続したモニタリングを実施する。 原則として浸出水を埋立地内部に貯留しない構造とする。 地下水モニタリング設備は，地下水流向を明確にして適切な位置に設置する。
排水及び水処理のあり方	浸出水：内部貯留させないように集排水の迅速化を図る。 雨 水：浸出水化の抑制，災害の防止に努める。 地下水：浸出水系統は，埋立地雨水系統及び地下水系統と

	<p>完全分離を行う。</p> <p>浸出水処理施設：現地気象状況を考慮し，年間を通じ季節，気候，昼夜の区別なく支障なく運転稼働でき，かつ安定的に放流水質基準を満足する施設とする。</p>
埋立及び維持管理のあり方	<p>本施設の廃止及び次期最終処分場の建設等を考慮し，埋立及び施設の維持管理データの蓄積を図る。</p> <p>適切な維持管理体制とする。</p> <p>早期安定化が可能な埋立及び維持管理を図る。</p>
環境保全のあり方	<p>自然の回復を目指した土地利用を図る。</p>

第6節 基本的な事業条件

1 本事業で建設する施設の基本条件

- ・埋立構造 : 準好気性埋立構造
- ・埋立方式 : セル方式
- ・埋立容量 : 189,000m³

(上記容量は，廃棄物容量とし，即日覆土，中間覆土，最終覆土は，含まないものとする。)

2 受入対象物

本事業では，市内で発生する以下の廃棄物を受け入れる。

1) 一般廃棄物

中間処理残渣 (バイオガス化による処理残渣：平成 24 年度より搬入予定)

直接埋立

- ・収集可燃・粗大
- ・収集不燃
- ・家庭系直接搬入ごみ・可燃 + 事業系許可業者ごみ・可燃
- ・家庭系直接搬入ごみ・不燃 + 事業系許可業者ごみ・不燃
- ・事業系直接搬入
- ・事業系その他

2) 産業廃棄物

事業所汚泥

下水道汚泥

下水道焼却灰
焼却残渣等
動植物性残渣

ただし，汚泥に関しては大部分を有機性汚泥とする。

3 公害防止基準

1) 大気汚染に関する基準値

大気汚染防止法，北海道公害防止条例，稚内市公害防止条例に準拠すること。

2) 騒音に関する基準値

騒音規制法，北海道公害防止条例，稚内市公害防止条例に準拠すること。

3) 振動に関する基準値

振動規制法，北海道公害防止条例，稚内市公害防止条例に準拠すること。

4) 悪臭に関する基準値

悪臭防止法，北海道公害防止条例，稚内市公害防止条例に準拠すること。

5) 排水に関する基準値

水質汚濁防止法，廃棄物最終処分場性能指針（厚生省生衛発第 1903 号），排水基準を定める総理府令（昭和 46 年総理府令第 35 号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成 12 年施行），北海道公害防止条例，稚内市公害防止条例に準拠すること。

4 関連法令等

本事業を実施するにあたっては，環境基本法，廃棄物の処理及び清掃に関する法律，水質汚濁防止法，河川法，砂防法，森林法，廃棄物最終処分場性能指針，ダイオキシン類対策特別措置法，廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領，その他関連する法令等を遵守すること。

5 官公署等申請への協力

事業者は，市が行う官公署等への申請（国庫補助金等を含む。）に全面的に協力し，市の指示により必要な書類・資料等を提示すること。

第2章 施設の設計・建設に関する要件

本要求水準書は、本施設を設計・建設するにあたり考慮すべき最低限の内容を示すものである。また、事前調査報告書は参考図書として提示するものである。したがって、本要求水準書に記載する要件以外であっても、本事業を実施する上で当然必要となる施設・設備、または工事の性質上、当然必要と思われるものについては、事業者の提案に委ねるものである。

なお、設計・建設は、本要求水準書を満足することを前提に、事業者の提案に委ねるものとするが、本事業が、防衛施設周辺民生安定施設整備による国庫補助金を想定していることを十分に理解の上、提案すること。

第1節 施設の設計・建設に関する基本的事項

1 設計図書

本施設の設計・建設にあたっては、次の図書に基づき行なうこと。

本要求水準書

本事業における事業者の提案図書

本事業における事業者の提案参考図書

国及び道、市に定められる基準書（最新版）〔特に、土木工事設計基準等（防衛施設庁建設部土木課）、道路設計要領（北海道建設部）等、防衛施設庁及び道により規定される基準書等に留意すること。〕

その他、市が指示するもの

2 設計の基本条件

本事業を実施するために必要な施設・設備は、最終処分場を機能的に建設・運営できるように考慮すること。

本施設への車両等の搬出入口は、1箇所とし、市で整備する搬入道路に接続すること。なお、道路計画は、「事前調査報告書」に示す。

本事業実施用地の雨水及び浸出水処理水は、二の沢川に放流すること。

原則として、工事にて発生する掘削土は、貯留構造物等の盛土材、廃棄物の覆土材、「事前調査報告書」に示す事業実施用地周辺の盛土材（沢の自然流水が遮断されることにより周辺環境へ影響を及ぼすと想定される場合は、事前に対策を講じること。）等に活用すること。なお、廃棄物の覆土材置き場は、事業実施用地周辺を

利用してよい。

本事業実施用地の形状を良好に活用し，周辺住宅地，主要道路，展望台等の観光地からの景観を確保するよう計画すること。なお，建物等に関し，やむをえない場合は，構造，意匠等，周辺環境との調和に留意すること。

本施設の機能を理解でき，かつ，安全な見学者動線を考慮すること。なお，見学者動線には，本施設全体が見渡せるポイントを含めること。

本事業実施用地の立木の伐採は必要最小限度に留めること。

現地気象状況を考慮した計画を行うこと。

建築物，門扉，囲障（フェンス），ガードレール等の設備について，構造計算を行い，安全を確認する。また，設計，計算用ソフトウェアを用いる場合は，国等の認定を受けたものとし，市の承諾を受けること。

市は，本事業終了後，用地面積内に，同規模程度の一般廃棄物最終処分場を 2 箇所計画（「事前調査報告書」に参考となる基本設計時の計画を示す。）しており，その浸出水処理施設に関しては，本事業で設置される浸出水処理施設の場所を利用する計画である。従って，使用面積及び浸出水処理施設等の配置については，市の将来計画と放流先を十分に踏まえ計画すること。

3 建設の基本条件

作業日は，原則として土曜日，日曜日，祝祭日，年末年始を除いた日とし，作業時間は，原則として，午前 8:00～午後 5:00 までとする。なお，緊急作業，中断が困難な作業，交通処理上やむを得ない作業等が発生する場合は，市と協議し，承諾を得た後に実施すること。

工事中の濁水等，周辺環境に配慮すること。

準備工として，測量を実施すること。

地中障害物は，事業者の負担により，適切に処分する。ただし，予期しない大規模な地中障害物が発見された場合は，市と協議を行う。

本工事で発生する廃棄物は，法令等に準拠するとともに，出来る限り再利用を計画すること。

本施設への工事用道路は，市が整備する搬入道路を利用可能とする。なお，その利用にあたっては，市の整備と調整を図ること。

工事用車両の待機は，原則として本施設の整備敷地内で行うこと。

工事用車両により，既存道路が傷んだ場合は，事業者の責任にて補修すること。

洗車設備を設け，退出時には，工事用車両の洗車を行うこと。

必要に応じ，交通整理を行い安全を図ること。

4 使用材料等

使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、日本工業規格（JIS）、電気規格調査会標準（JEC）、日本電機工業規格（JEM）等の規格が定められているものは、それを使用すること。また、生コンクリート製造業者は、JIS 指定工場であること。

5 ユーティリティ条件

1) 電気

引込み位置は、北側敷地境界とし、架空による引込みを予定する。

2) 上水道

引込み位置及び本管管径は、国道 40 号から 50mm により敷地境界まで GL-1.2m により接続を予定する。

3) 電話

引込み位置は、敷地境界とする。

6 提出書類

1) 実施設計書

設計完了後に、以下の実施設計書を市に提出すること。

- ・実施設計図・・・・・・・・見開き A1 版製本：6 部
見開き A3 版製本：10 部
電子ファイル：1 式

（工種別及び土木、建築（本体、電気、設備）、プラント（機械、電気））

- ・設計計算書・・・・・・・・6 部
- ・数量計算書・・・・・・・・6 部
- ・要求水準及び提案内容を満足していることが確認できる資料・・・6 部
- ・設計の根拠資料・・・・・・・・6 部
- ・その他必要資料

2) 施工計画書

工事着工前に、体制表、工程表、施工要領、材料・仕様、品質管理、安全管理、写真記録、検査・試験計画等を記載した施工計画書を市に提出すること。

3) 実績報告書

各年度工事完了後に、以下の実績報告書を市に提出すること。

- ・出来高図・・・・・・・・見開き A1 版製本：5 部
見開き A3 版製本：5 部
電子ファイル：1 式
(工種別及び土木，建築（本体，電気，設備），プラント（機械，電気）)
- ・出来高数量・・・・・・・・5 部
- ・検査及び試験成績書・・5 部
- ・品質管理記録・・・・・・・・5 部
- ・工事記録写真・・・・・・・・5 部
- ・その他必要資料

4) 竣工図書

工事完了後に、以下の竣工図書を市に提出すること。

- ・竣工図・・・・・・・・見開き A1 版製本：5 部
見開き A3 版製本：5 部
電子ファイル：1 式
(工種別及び土木，建築（本体，電気，設備），プラント（機械，電気）)
- ・実績報告書・・・・・・・・5 部
- ・検査及び試験成績書・・5 部
- ・品質管理記録・・・・・・・・5 部
- ・工事記録写真・・・・・・・・5 部
- ・保証書・・・・・・・・1 部
- ・機器台帳・・・・・・・・1 部
- ・その他必要資料

7 市の立会い

市は、材料検査、各設備の施工時の立ち入り調査、及び、重要設備の完工確認を行うこととする。実施方法については協議する。

第2節 本施設に関する技術要件

1 本施設の機能

本施設の基本的機能（容量，埋立作業，安定化）の他に，自然環境との調和および公害・災害対策の面から，次のような機能を有する施設とすること。

容量の確保

必要な埋立容量を持つこと。

公害防止

埋立期間中ならびに埋立終了後を通じて公害源とならぬこと。特に，衛生害虫，鳥への対策，悪臭防止に十分に配慮し，また，しゃ水工については，公共水域，地下水への影響を未然に防止できる機能を有すること。

廃棄物の無害化・安定化

埋立した廃棄物が早期に無害化・安定化する埋立構造とすること。

災害防止

埋立期間中ならびに埋立終了後を通じて防災上安全な施設とすること。

廃棄物の量・質の管理

受入廃棄物の量・質を適切に管理できる施設であること。

良好な作業性

搬入される廃棄物を円滑に埋立処分できる良好な作業性を有すること。

維持管理の容易性

搬出入管理，浸出水処理施設運転管理及び事務作業等，維持管理の適切化・効率化が図れる施設であること。

現地気象への対策

積雪・凍結・強風等に対し，構造上安全であり，維持管理の適切化・効率化が図れる施設であること。

環境影響の拡大防止

地下水等の周辺環境への汚染が確認された場合，その拡大を防止する措置をとること。

2 主要施設の技術的要件

本施設を設計・建設するにあたり特に以下の技術的要件を満足すること。

1) 埋立処分容量

埋立処分容量は、本事業期間の計画埋立廃棄物を生活環境保全上支障が生じない方法で埋立処分可能とし、また、そのために必要な覆土等を考慮した容量を有すること。

2) 貯留構造物

貯留構造物は、最終処分場に埋立てた廃棄物の流出を防ぐとともに、豪雨等による崩壊を防ぎ、安全に貯留できる構造とすること。

貯留構造物は、埋立地内で発生する浸出水の最終処分場外部への流出防止、及び埋立地内の浸出水を貯留可能な構造とすること。

最終覆土面が、貯留構造物天端高を超えないよう計画すること。なお、最終覆土厚は即日覆土厚と合わせて立木の植栽が可能な厚さ(1.5m)を考慮し設定すること。

盛土に先立ち、試験盛土を行い、所要の締固め度が確保できることを確認すること。なお、締固め度は、90%以上を目標とすること。

土質改良をセメントにより行う場合は、六価クロムに対する安全性を確認すること。

最終埋立形状及び積雪を考慮し、長期的な沈下に対し十分な検討を行うこと。なお、載荷工法等により、地盤を安定させる場合は、品質管理を十分に計画・実施し、施工を行うこと。

3) シャ土工

(1) シャ土工

シャ土工は、埋立地の地形や現地盤の透水係数及び地下水等の状況に応じて、埋立地内の浸出水が外部へ漏水しない構造とし、万が一の場合にも外部環境への影響を防止できる機能を有すること。

シャ土工の設計・施工にあたっては、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」(昭和53年総理府・厚生省令第1号)の一部を改正する命令(平成10年総理府・厚生省令第2号)に定める「シャ土工に関する構造基準」を満足する構造とすること。

保護マットは、上層保護マット;ポリエステル系長繊維不織布(目付量800g/m²)

以上，貫入抵抗 500N 以上，遮光性 95%以上），下層保護マット；合成繊維製短繊維不織布（目付量 1000g/m² 以上，貫入抵抗 500N 以上）とする。

重ね幅は，しゃ水シート 40mm 以上，保護マット 60mm 以上とする。

3 枚重ね部は，水密性に十分に配慮し適切な補強を行うこと。

下地は，丁寧に抜根，雑草の種子除去及び不陸整正，締固めを行い，凹凸，段差，亀裂等が存在しない安定した地盤とすること。また，天候による劣化に対しても配慮すること。

(2) しゃ水工破損（漏水）検知設備

しゃ水工破損（漏水）検知設備を設置する場合にあっては，以下によること。

廃棄物埋立開始時点から引渡しまでの期間に渡って，しゃ水機能が維持されているかどうかを観測・管理できる設備を導入すること。

本設備は早期にしゃ水シート等の破損，漏水が検知でき，かつ破損箇所の修復が可能な機能を有すること。

積雪・凍結対策を十分に行ない，かつ，保守点検の容易性に配慮すること。

(3) 性能に関する事項の確認方法

「廃棄物最終処分場性能指針」（平成 12 年厚生省生衛発第 1903 号）に準拠すること。

しゃ水シートは，「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領 社団法人全国都市清掃会議 表 5.2-1 最終処分場で使用する遮水シートの目安一覧」に示す品質以上の材料であること。全ての項目に対し，試験成績書（公的機関を原則とする）を提出すること。

接合部の施工に対しては，全数検査（重ね幅，接合性〔加圧検査，容器検査，テープ検査，電気検査による〕）を実施すること。

しゃ水シート以外のしゃ水工については，原則として，使用する材料を用いた試験施工を行い，透水係数を確保していることを確認する。ただし，同等程度の土質等の材料を用いた施工実績を有する場合は，その施工方法と結果を提示すること。

しゃ水工の破損に対する修復方法については，計画する修復方法による実証設備あるいはその他の方法により得られたデータの評価結果を有すること。

4) 浸出水（保有水）等の集排水

「廃棄物最終処分場性能指針」（平成 12 年厚生省生衛発第 1903 号）に準拠すること。

設計に使用する降雨データは，最低でも平成 6 年～平成 15 年までの 10 年間とすること。

集排水管の支線の配管ピッチは 20m 以内とすること。

管径の大きさ及び配管周辺の被覆材の形状は、沈殿物やスケールによる目詰まり防止、空気の流入等を十分に考慮し計画すること。

十分な耐久性を有する構造の管渠等を設けること。

管内は、常に水深が 50%以下となるよう設計すること。

将来、最終処分場を廃止する時点で集排水設備で集水した浸出水等が自然放流できる構造とすること。

5) 発生ガスの排除

「廃棄物最終処分場性能指針」(平成 12 年厚生省生衛発第 1903 号)に準拠すること。

埋立廃棄物を十分に考慮し、仕様(管径等)、設置数等を計画すること。

6) 浸出水処理施設

(1) 処理能力

埋立処分地で発生する浸出水を計画水質に処理する能力を有すること。

(2) 放流水質

水質項目については、「排水基準を定める総理府令(昭和 46 年総理府令第 35 号)」及び「ダイオキシン類対策特別措置法(平成 12 年施行)」、「廃棄物最終処分場性能指針」(平成 12 年厚生省生衛発第 1903 号)、その他関係法令に準拠すること。なお、SS の放流水質基準値は、10mg/L とする。

(3) 性能に関する事項の確認方法

「廃棄物最終処分場性能指針」(平成 12 年厚生省生衛発第 1903 号)に準拠すること。

(4) 寒冷地対策

- ・機械設備、計装設備、電気設備の全てに対し、積雪・凍結対策を十分に行なうこと。
- ・生物処理を行う場合は、機能低下等に十分配慮すること。
- ・保守点検の容易性に配慮すること。なお、重要な機器は、屋内に設けること。

7) 浸出水調整池

(1) 調整容量・能力

- ・計画した浸出水処理設備の処理能力に適合するように、浸出水の量及び水質を調整できること。
- ・原則として、最低でも過去 10 年間(平成 6 年～平成 15 年度)全体の日降水量時

系列において埋立処分地での内部貯留が発生しないこと。

- ・完全な防水を計画すること。
- ・融雪による増水を考慮すること。
- ・攪拌機能や沈泥の除去作業を考慮すること。

(2) 性能に関する事項の確認方法

- ・「廃棄物最終処分場性能指針」(平成12年厚生省生衛発第1903号)に準拠すること。
- ・水張り試験を行い、防水性を確認すること。

(3) 寒冷地対策

- ・機械設備,計装設備,電気設備の全てに対し,積雪・凍結対策を十分に行なうこと。
- ・保守点検の容易性に配慮すること。
- ・貯留水の凍結に配慮すること。

3 管理施設の技術的要件

本施設を設計・建設するにあたり特に以下の技術的要件を満足すること。

1) 搬入管理施設

埋立処分地へ搬入する廃棄物運搬車両の重量を計測でき,かつ積載物の内容確認が可能な機能を有すること。

重量計測設備は,積載重量10t車が計量可能であること。なお,最小目盛りを10kg以下とすること。

重量計測設備の計測可能な最小重量未満の軽量廃棄物に対する測定方法を計画すること。基準となる重量は,1kg単位とすること。

2) 地下水モニタリング設備

地下水モニタリング設備の設置は,「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」(昭和53年総理府・厚生省令第1号)の一部を改正する命令(平成10年総理府・厚生省令第2号)に準拠すること。なお,実施設計時にあたっては,位置選定理由を明確にすること。

3) 記録管理設備

受入廃棄物の搬入管理記録,環境管理記録,保守管理・補修等の記録管理については,電子ファイル化すること。なお,記録項目,保存方法及びフォーマット等,引渡基準については,事業者の提案を参考に,市において定めるものとする。

4 関連施設の技術的要件

本施設を設計・建設するにあたり特に以下の技術的要件を満足すること。

1) 飛散防止設備及び門扉・囲障設備

以下の機能を有する設備を設置すること。

- ・埋立作業時に風によって飛散する廃棄物（フィルム状のプラスチック類等）の最終処分場外への飛散防止設備
- ・安全管理のため、最終処分場内への第3者の進入防止設備
- ・景観に配慮した門扉，囲障設備

2) 防災調整池

本施設の設置により，降雨の流出機構が施設設置前と比較して変化することが予想されるため，防災上の観点から，調整池を設置すること。

防災調整池の設計は，「防災調整池等技術基準（案）解説と設計実例」（（財）日本河川協会，昭和63年度1月）に準拠すること。

3) 場内道路

搬出入車の仕様を十分に考慮し，ルート，線形，幅員，舗装構成等を決定すること。なお，市の関係する最大車両は，15t トレーラーとする。なお，舗装構成は，CBR 試験を行い，経済性を考慮して決定すること。

計量時の待車等により，公道に停滞しない計画とすること。

自己搬入車両等の安全を考慮し，適切な位置に標識，カーブミラー，照明等を設置するとともに，ルート，線形，幅員，道路構造等を決定すること。なお，幅員は，原則として，対面交通を可能とする。

4) 洗車設備

最終処分場外周辺的环境に対する配慮から，埋立地にごみを搬入した車両，覆土搬入車両及び工事用車両の車体やタイヤ等に付着した土砂やごみを公道に出る前に除去する機能を有する洗車設備を設けること。

なお，洗車設備の形式は水噴射（ジェット噴射）式または同等以上の機能を有するものとする。

洗車排水は，浸出水と同様に処理すること。

第3節 完工確認

事業者は、本施設完成後、市の完工確認を受けること。なお、「完工確認要領書」は、事業者により作成し、市の承諾を受けるものとする。確認の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、事業者の責任においてすみやかに改善する。

浸出水処理施設の計画水質及び処理量については、原則として、工場検査等の検査結果及び「廃棄物最終処分場性能指針」（平成12年厚生省生衛発第1903号）に準拠する方法により、確認する。

表 完工確認（参考）

番号	確認項目	確認内容	確認方法	評価基準	備考
1	埋立容量	埋立容量の確保	測量	所定の埋立容量が確保されていること	
2	貯留構造物	形状	測量検査	国、県等の品質基準書による	
		クラック、段差	目視検査	確認されないこと。	
		廃止後の排水機能	通水検査	通水が確認されること	
3	しゃ水工	しゃ水シート品質	書類検査	提案内容との整合	室内検査を実施する
		しゃ水シート接合部（重ね幅）	書類検査	40cm以上	施工検査を実施する
		しゃ水シート接合部（接合性）	書類検査	全数の接合が確認されること	施工検査を実施する
		保護マット品質	書類検査	提案内容との整合	室内検査を実施する
		保護マット接合部（重ね幅）	書類検査	60cm以上	施工検査を実施する
		シート以外のしゃ水層品質 基盤との離反	書類検査 手・足で押さえ確認する	提案内容との整合 著しい空隙・軟弱基盤が確認されないこと	施工検査を実施する
4	浸出水集排水設備	通水	通水検査	通水が確認されること	
5	発生ガス処理設備	ガス流通	目視検査	傾き、目詰まり等が確認されないこと	
6	浸出水処理施設	浸出水の導水	ポンプ等導水設備の稼働	所定の導水能力が確認されること	
		処理能力	試運転	安定稼働の確認	
7	浸出水調整池	形状	測量検査	所定の容量が確保されていること	
		貯留能力	水張り検査	漏水のないこと	
8	計量設備	秤量精度		正しく計量出来ること	
9	洗車設備	洗車能力		所定の能力が確保されていること	
10	その他			原則として、書類検査による	

第3章 施設の運営・維持管理に関する要件

本水準書は、最終処分場を適切に運営するために考慮すべき最低限の内容を示すものである。したがって、本水準書に記載する要件以外であっても、本施設を運営する上で当然必要と思われるものについては、事業者の提案に委ねるものである。

運営状況について、市は別途監視を行うが、その方法等については、事業契約において定めるものとする。また、施設譲渡時の引渡基準についても、事業契約において定めるものとする。

事業者は、本施設の機能が十分発揮できるように以下の管理を十分行うこと。

第1節 施設の運営・維持管理に関する基本的事項

1 設計図書

本施設の運営・維持管理にあたっては、次ぎの図書に基づき行なうこと。

本要求水準書

本事業における事業者の提案図書

本事業における事業者の提案参考図書

その他、市が指示するもの

2 運営・維持管理の基本条件

関係法令等を遵守し、適切な運営を行なうこと。

定期的な施設管理、予防保全を実施し、施設が有する機能及び性能等を保つこと。

合理的かつ効率的な事業実施に努めること。

環境汚染の発生の未然防止に努めること。

施設の環境を安全、快適に保ち、作業員、見学者等の健康被害を未然に防止すること。

作業員に対し、廃棄物の受入作業、埋立作業、施設の維持管理について、定期的な教育指導を行うこと。

埋立地内を含めた施設全体の美観の保持に配慮すること。

現場環境状況に対応した適切な維持管理を行なうこと。

市への報告を適切に行なうこと。

運営に必要な資格者を確保すること。

計画的な埋立を行い、埋立作業場所の最小化を図ること。

埋立作業及び重機の走行等では、しゃ水シートの破損防止に配慮すること。

産業廃棄物に関し、マニフェスト等法令に遵守し適切に行なうこと。

3 提出書類

提出書類は、以下のとおりとする。なお、詳細な内容については、事業契約時に定めることとする。

表 運営・維持管理に関する提出書類

項目	提出頻度	備考
受入れ基準	業務開始時	必要に応じ見直し
搬入管理マニュアル	事業開始時	必要に応じ見直し
埋立作業マニュアル	事業開始時	必要に応じ見直し
浸出水処理施設運転マニュアル	事業開始時	必要に応じ見直し
緊急事態マニュアル	業務開始時	必要に応じ見直し
施設の維持管理マニュアル	業務開始時	必要に応じ見直し
搬入管理計画書	毎年	
搬入管理結果報告書	毎年，毎月	日報作成
料金徴収報告書	毎月	日報作成
埋立作業計画書	毎年	
埋立作業結果報告書	毎年，毎月	日報作成
浸出水処理施設運転計画書	毎年	
浸出水処理施設運転結果報告書	毎年，毎月	日報作成
環境管理計画書	毎年	
環境管理報告書	毎年，毎月	
点検計画書	毎年	
点検結果報告書	毎年，毎月	日報作成
補修計画書	毎年，補修前月	
補修結果報告書	毎年，補修後	
廃止に係るモニタリング計画書	運営終了前から毎年	
廃止に係るモニタリング結果報告書	毎年，毎月	日報作成
埋立地内景観写真	毎月	
その他		

第2節 施設の運営・維持管理に関する技術的要件

1 一般廃棄物等の受入業務

1) 受入基準の策定

市と協議の上、性状、形状、内容について、本要求水準書に準拠し、受入れ基準を定めること。

2) 廃棄物の確認

搬入される廃棄物に対し、受入基準に基づき搬入監視を行うこと。もしも、不適物の混入が確認されたら、適切に除去し、その処理について、市と協議すること。

3) 計量

受入廃棄物について、ごみ計量機を用い、計量し、日報、月報、年報（内容：年月日時分、搬入者、ごみの種類、積載重量、車両形式、車両番号、その他必要なもの。）として記録し、管理すること。受入日は、以下のとおりとする。

開場：日曜日を除く 8:30～17:00

休日：日曜日、年始（1月1, 2, 3日）

4) 廃棄物の性状測定

受入廃棄物について、適正な埋立作業の確保と将来の廃止に係る管理及び跡地利用等のための情報の蓄積を目的とし、定期的に組成分析等、性状測定を行うこと。

5) 搬入車両の誘導

事業者は、安全に搬入が行なわれるよう、必要に応じ、搬入車両を誘導・指示すること。

6) 料金徴収代行

事業者は、料金徴収が必要なごみを搬入しようとするものから、市が定める料金を市が定める方法で、市に代わり徴収し、3日以内に市に納付すること。この記録は、年月日時分、搬入者、ごみの種類、積載重量、車両形式、車両番号、徴収料金、その他必要なものとする。

2 一般廃棄物等の埋立業務

1) 埋立作業

埋立作業管理は、埋立廃棄物の減容化に努めるとともに、環境汚染の未然防止、地盤の安定化を十分勘案すること。

ごみの飛散・流出防止、悪臭の発散防止、衛生害虫の発生防止、火災の発生・延焼防止、及び景観等環境保全の対策を目的に、毎日埋立作業終了時に覆土等を施すこと。覆土等に用いる材料及びその厚みは、前述した機能が発揮できるよう十分考慮し、選定・設定すること。

埋立状況を把握するため、年1回以上、埋立地内の測量を実施すること。

しゃ水工の損傷に配慮し、重機の走行（急激な切替し等）、しゃ水シート近辺での埋立作業に十分に注意すること。

廃棄物を計画的に順序良く埋立し、埋立作業場所の最小化に努めること。

2) 浸出水処理施設の運転

公害防止基準を遵守した水質を確保すること。

備品, 什器, 物品, 用役を常に安全に保管し, 必要の際には支障なく使用できるよう適切に管理すること。

気象条件に合わせた適切な管理を行なうこと。

3) 環境管理

最終処分場に埋立てた廃棄物, 浸出水及び発生ガス等が周辺環境に影響を及ぼすことがないように, 「環境管理計画書」を作成し, 定期的な観測及び未然防止対策を講ずること。

特に, 浸出水, 浸出水処理水及び地下水等については, 事業終了年度まで継続的なモニタリングを実施すること。

4) 労働安全

労働安全衛生法等関係法令に基づき, 職場における労働者の安全と健康を確保するとともに, 快適な職場環境の形成を推進すること。

作業行動の安全を図り, 慣れによる労働災害の発生がないように, 快適な管理を行なうこと。

3 施設の維持管理業務

最終処分場を構成する各施設が, その目的にあった機能を十分発揮できるように適切な施設の維持管理を行うこと。なお, 浸出水処理施設, 計量機, 洗車設備, 管理棟電気・機械設備等, 設備の維持管理については, 「表 修繕の項目」に示す, 点検及び法令で定められた点検及び補修をいう。

1) 点検

点検については, 日常点検, 定期点検, 法定点検等の内容(項目, 頻度等)を記載した「点検計画書」を作成し, 市に提出し, 承諾を得る。

「点検結果報告書」を作成し, 市に報告, 提出する。

予備品, 消耗品は常に備蓄し, 必要の際には支障なく使用できるように適切に建屋内に管理する。

維持管理用機材は常に整備し, 使用の際にはその性能を十分に発揮できるように管理する。

2) 補修

「補修計画書」は点検結果をもとに作成し，市の承諾を得た後実施する。

「補修結果報告書」を作成し，市に報告の上適切に管理する。

改良保全及び施設性能の維持及び向上に対し，採用する新技術については，以下のとおりとする。

- ・管理運営事業期間中の改良保全や新技術の採用については，事業者からの提案とする。
- ・提案内容に関し，財産処分を含め市において判断・了承する。
- ・改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合，費用は両者にて調整する。

表 修繕の項目

作業区分		概要	作業内容
点検	日常点検	給油・点検清掃など簡易な保全作業により使用設備の維持管理をする。	給油・点検・清掃作業
	定期点検	設備の異常を予知して，定期的に点検（週例，月例3月点検）を行い，故障を未然に防止する。	巡回点検（日常保全のチェックと指導を併せて実施）
補修工事	（定期点検整備オーバーホール，中間点検の補修）	設備の異常を予知して，定期的に点検検査または部分取替を行い，突発故障を未然に防止する（原則として固定資産の増加を伴わない程度のもをいう）。	・部分的な分解点検検査 ・給湯 ・調整 ・部分取替 ・精度検査
	更正修理（補修）	設備性能の劣化を回復させる（原則として設備全体を分解して行う修理をいう）。	設備の分解 各部点検 部品の修正または取替 組付 調整 精度チェック
	予防修理	異常の初期段階に，不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全（突発修理）	設備が故障して停止した時，または性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
	通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して，予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理，調整

注記）・表中の業務は，プラント機械・電気設備，建築機械・電気設備のいづれにも該当する。

表 改良保全の内容

作業区分	概要	作業内容
改良修理	設備の体質改善により，信頼性・安全性・操作性・経済性・保全性の向上を図る。	設備の機構や材質に関する改善のための修理
見直し工事	稼働中のラインに対して，計画的に劣化状況を把握し，異常劣化箇所について，最新の技術を取り入れた改良修理を行い，設備の信頼性・保全性の向上を図る。	

4 その他管理

1) 記録管理

受入廃棄物の搬入管理記録，環境管理記録，点検・補修記録等の記録管理については，電子ファイル化すること。なお，記録項目，保存方法及びフォーマット等，引渡

基準については、事業契約において定めるものとする。

2) 業務の報告

受入廃棄物の搬入管理記録，環境管理記録，点検・補修記録等の記録管理については，市に報告すること。また，定期的な報告以外に，住民からの苦情及び事故，その他市が報告を要求する場合は速やかに報告すること。

3) 見学者対応

- ・見学者への対応については，市が受付を行う小学生や市民の見学等に対し，市に協力すること。
- ・見学者説明用として，パンフレット(A4版カラー4ページ程度，年間200部上限)，説明用パネルを作成すること。内容について，市と協議の上，決定する。

4) 清掃

管理棟，搬入・場内道路等，場内は常に清潔に保つこと。

5) 災害発生時等の協力

震災その他不測の事態により，多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して，その処理を市が実施しようとする場合，その処理・処分に協力すること。

第4章 運営期間後の廃止に係る施設の管理に関する要件

本水準書は，運営期間後の廃止に係る施設の管理等をするために考慮すべき最低限の内容を示すものである。したがって，本水準書に記載する要件以外であっても，本施設を管理する上で当然必要と思われるものについては，事業者の提案に委ねるものである。

管理状況について，市は別途監視を行うが，その方法等については，事業契約において定めるものとする。

事業者は，本施設の機能が十分発揮できるように以下の管理を十分行うこと。

1 設計図書

本施設の管理にあたっては，次ぎの図書に基づき行なうこと。

本要求水準書

本事業における事業者の提案図書

本事業における事業者の提案参考図書

その他，市が指示するもの

2 運営期間後の廃止にかかる施設の管理業務

事業者は、10年間の運営期間後、2年間の廃止に関するモニタリングとそれに関する施設の維持管理を行なうこと。

廃止に関するモニタリングは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（昭和53年総理府・厚生省令第1号）の一部を改正する命令（平成10年総理府・厚生省令第2号）に準拠すること。

施設の維持管理は、「第3章 第2節 3.施設の維持管理業務」に準拠すること。

3 最終覆土業務

事業者は、埋立終了後、即日覆土厚と合わせて立木の植栽が可能な厚さを考慮し、1.5mの最終覆土を行なうものとする。

最終覆土の施工は、10年間の運営期間に係わらず、計画する埋立容量に達した後、速やかに行なうこと。

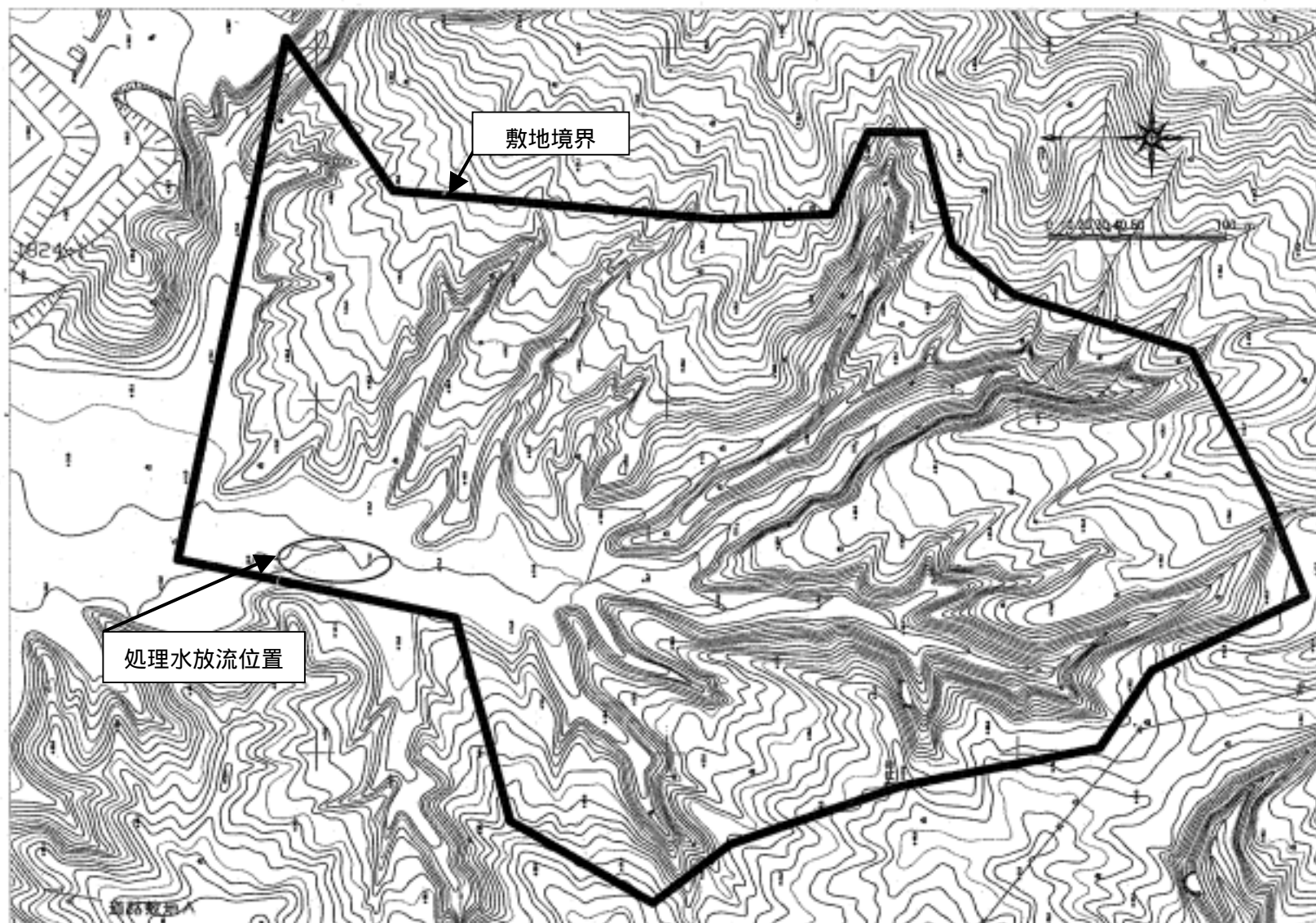
最終覆土には、降雨の浸食に対し抵抗が強く、透水性が小さくかつ植生に適した土を用いること。また、最終覆土の施工にあたっては、埋立地の開口部を覆い、転圧締固めを十分に行うこと。

ガス抜き設備を設置すること。なお、草木等が枯れることのないよう計画すること。

別紙 1：計画位置図



別紙 2 : 事業実施用地及び浸出水処理水の放流先

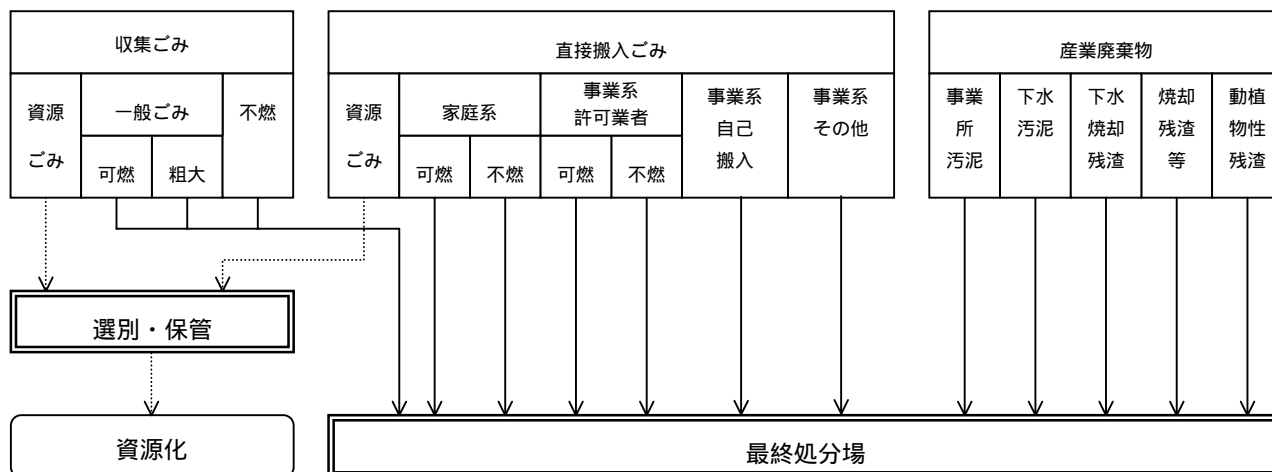


別紙 3 : 将来のごみ量

区 分	H19.10-3	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29.4-9
中間処理残渣	0	0	0	0	0	493	515	511	506	501	248
直接埋立（収集可燃・粗大）	3,771	7,262	6,990	6,710	6,649	2,759	2,461	2,438	2,415	2,393	1,185
直接埋立（収集不燃）	1,320	2,542	2,446	2,348	2,327	2,305	2,285	2,263	2,242	2,220	1,100
直接埋立（家庭系直接可燃ごみ+事業系許可業者収集可燃ごみ）	1,948	3,835	3,774	3,712	3,678	2,546	2,523	2,499	2,476	2,452	1,215
直接埋立（家庭系直接不燃ごみ+事業系許可業者収集不燃ごみ）	1,299	2,556	2,516	2,475	2,453	2,430	2,407	2,385	2,362	2,340	1,159
直接埋立（事業系自己搬入ごみ）	1,437	2,847	2,822	2,796	2,771	2,745	2,720	2,694	2,669	2,643	1,309
直接埋立（事業系その他ごみ）	1,197	2,373	2,351	2,330	2,309	2,288	2,266	2,245	2,224	2,203	1,091
事業所汚泥	375	750	750	750	750	750	750	750	750	750	375
下水道汚泥	153	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道焼却灰	177	400	400	400	400	400	400	400	400	400	200
焼却残渣等	65	130	130	130	130	130	130	130	130	130	65
動植物性残渣	350	700	700	700	700	700	700	700	700	700	350
埋立ごみ量合計（からの計）	12,092	23,395	22,879	22,351	22,167	17,546	17,157	17,015	16,874	16,732	8,297

別紙 4：ごみ処理フロー

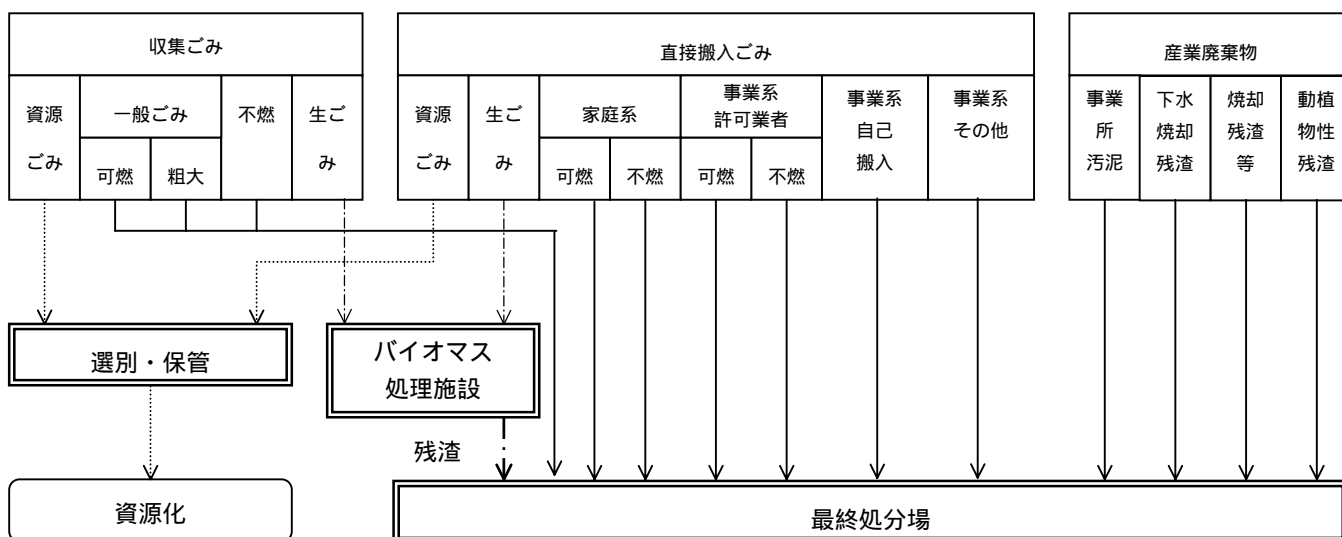
平成 19 年 10 月～平成 24 年 3 月



収集ごみ資源 : アルミ缶, スチール缶, ビン, ペットボトル, 紙パック, 新聞紙, 雑誌, ダンボール, その他の紙

直接搬入ごみ資源 : アルミ缶, スチール缶, ビン, ペットボトル

平成 24 年 4 月～平成 29 年 9 月



別紙 5：可燃ごみ組成分析結果

以下に，平成 11 年度に行った宝来地区及び富岡地区の組成分析結果を参考として示す。

区分	宝来・富岡の合算値（重量ベース）
可燃ごみ	
紙類	9.25%
厨芥類	40.57%
布類	4.50%
草木類	7.35%
プラスチック類	8.21%
ゴム皮革類	0.42%
計	70.30%
不燃ごみ	0.63%
資源ごみ	23.29%
その他	5.78%
計	100%